

上州漁業協同組合遊漁規則

(共第5号第五種共同漁業権)

(目 的)

第一条 この規則は、上州漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた共第5号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（アユ、マス（ヤマメ、イワナを含む。以下同じ。）、コイ、フナ、ウグイ、オイカワ、ウナギ、ドジョウ及びワカサギをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第二条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。ただし、未就学の幼児及び小学生が行う遊漁についてはこの限りではない。

2 前項の規定による申請は、期間1日の遊漁の場合は口頭又は組合が指定するオンラインシステムで、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又は組合が指定するオンラインシステムにより申請しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員もしくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第十二条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第八条第1項あるいは同条第2項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁期間)

第三条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
ア ユ	組合が定める日時から12月31日まで
ヤ マ メ サ ク ラ マ ス イ ワ ナ	3月1日から9月20日

マ ス (ヤマメ、サクラマス、 イワナを除く。以下同じ。)	1月1日から12月31日
コ イ フ ナ ウ グ イ オイカワ ドジョウ	1月1日から12月31日
ワカサギ	9月21日から翌2月末日まで
ウ ナ ギ	4月1日から9月30日まで

2 前項の公表は、組合の掲示板に掲載するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(漁具・漁法の制限)

第四条 遊漁に用いる漁具・漁法は、徒手採捕及び次の表の左欄に掲げるものとし、その規模はそれぞれ右欄に掲げる範囲でなければならない。

漁具・漁法	規 模
手 釣・竿 釣	1人につき2本以下 擬似おとり使用の友釣りの場合、ハリスの長さは擬似おとりの 後端から20cm以下
投網	1人につき1統・15cmにつき16節以下
すくい網	1人につき1統・網口径100cm以下
筌	1人につき50統以下・口径15cm以下 長さ100cm以下で 組合が許可したもの
置針	1人につき200本以下
ぎのめかき	1人につき1本
やす	1人につき1本
穴釣	1人につき1本（うなぎ釣）

2 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる漁具・漁法は、イ欄の魚種をウ欄の区域においてエ欄の期間中遊漁してはならない。

ア 漁具・漁法	イ 魚 種	ウ 区 域	エ 期 間
毛 針 釣 (フライ、テン カラを除く)	全魚種	明神橋から下流の上州漁協が管理する烏川、 横川堰堤から下流の碓氷川、市ノ萱川合流か ら下流の上州漁協が管理する鐺川（西牧川）、 蟬の沢から下流の南牧川	3月26日から 第三条第1項の組合 が定める日時まで
ど ぶ 釣 (上げ下げ)	全魚種	上州漁協が管理する漁場全域	1月1日から 12月31日まで
投網	全魚種	里見発電所放水口から下流の上州漁協が管理 する烏川及び栄橋から下流の榛名白川、中橋 から鼻高橋までの間と中乗橋から下流の碓氷 川、下小阪大橋から下流の上州漁協が管理す る鐺川、鐺川農業用水取水口から 下流の南牧川（上記水域を以下「鮎投網解禁 区域」という。）	3月26日から 9月1日午前8時 まで
	全魚種	久保井土堰堤から中橋までの碓氷川 （上記水域を以下「友釣専用区」という。）	3月26日から 10月1日午前8時 まで
	全魚種	里見発電所放水口から上流の烏川本流及び烏 川各支流（栄橋から下流の榛名白川、碓氷川 を除く）、上州漁協が管理する井野川本支 流、中乗橋から鼻高橋の間及び久保井戸堰堤 から上流の碓氷川本流、碓氷川各支流、碓氷 湖、妙義湖、霧積湖、下小阪大橋から上流の 西牧川本流、上州漁協が管理する鐺川及び西 牧川の各支流（高田川・星川を除く）、鐺川 農業用水取水口から上流の南牧川本流、南牧 川各支流、馬庭堰取水口堰堤上流50mから 下流100mまでの鐺川、小沢橋から明戸橋の 間の高田川、大塩湖、東谷川ダム、野上ダム （上記水域を以下「投網通年禁止区域」とい う。）	1月1日から 12月31日まで

	全魚種	里見発電所放水口から下流の上州漁協が管理する烏川、久保井戸堰堤から鼻高橋の間及び中乗橋から下流の碓氷川、東部大橋から上流の鐺川（西牧川）及び南牧川	12月1日から 翌年2月末日まで
引掛 ころがし オランダ釣 疑似おとり使用 の友釣	全魚種	投網通年禁止区域	1月1日から 12月31日まで
		鮎投網解禁区域	11月1日から 9月1日午前8時 まで
		友釣専用区	11月1日から 翌年10月1日午前 8時まで
エサ釣 リール付竿	アユ	上州漁協が管理する漁場全域	1月1日から 12月31日まで
生き餌	全魚種	上州漁協が管理する漁場全域	1月1日から 12月31日まで
撒き餌釣	全魚種	上州漁協が管理する全湖沼	1月1日から 12月31日まで
フライ釣、テン カラ釣、ルアー 釣を除く漁具・ 漁法	全魚種	中尾根沢合流点より三ツ丸橋下堰堤上の間の 相間川本支流	1月1日から 12月31日まで
すくい網	全魚種	上州漁協が管理する漁場全域	3月26日から各漁 場で定める投網解禁 日までの間の増水、 濁水時
舟使用漁法	全魚種	大塩湖を除く上州漁協が管理する漁場全域	1月1日から 12月31日まで
スクーバ潜水器 具使用漁法	全魚種	上州漁協が管理する漁場全域	1月1日から 12月31日まで

3 第2項の組合が定める日時は、組合の掲示板に掲載するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(禁止区域)

第五条 第三条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域においては、それぞれ右欄の期間中、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
稲荷橋から上流（榛名神社境内）の榛名川、馬庭堰取水口堰堤上流50mから下流100mまでの鐺川、岡部温故館から上流の丹生川	1月1日から 12月31日まで
里見発電所放水口から上流の烏川本支流、滑川、駒寄川、栄橋上流の白川、唐沢川、早瀬川 久保井戸堰堤から上流の碓氷川本支流、碓氷湖、霧積湖、花ノ木橋から上流の九十九川本支流、恵宝沢上流の秋間川、下小阪大橋から上流の西牧川本支流、荒船湖、鐺川農業用水取水口から上流の南牧川本支流、青倉川、中沢川、栗山川、横瀬川、野上川、大沢川、雄川、矢田川、土合川	9月21日から 翌年2月末日まで 但し、次の場合を除く。 ①鮎の友釣り（9月30日まで） ②わかさぎ釣り
中川合流点より上流の増田川 中尾根沢合流点より上流の相間川本支流	1月1日から 12月31日まで

(キャッチアンドリリース区間の設置)

第六条 次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間において、採捕した魚を所持し又は販売を行うことはできず、採捕した場で再放流しなければならない。

ア 魚 種	イ 区 域	ウ 期 間
全魚種	中尾根沢合流点より三ツ丸橋下堰堤上の間の相間川本支流	1月1日から 12月31日まで

- 前項の区間において、組合が別に定める方法により遊漁しなければならない。釣り針を使用する場合、シングルフック（1本針）かつバーブレスフック（返しのない針又は返しを潰した針）を使用しなければならない。
- 第1項の区域及び期間において遊漁する際は、他の区間からの魚の持ち込みを禁止し、ビクその他の魚を収容できるものの持ち込みをしてはならない。

(全長の制限)

第七条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
マス ヤマメ サクラマス イワナ コイ	15センチメートル
ウグイ・オイカワ	8センチメートル
ウナギ	30センチメートル

(尾数の制限)

第八条 次の表の左欄に掲げる魚種は、第六条第1項に規定される区域を除き、1人1日当たりそれぞれ右欄に掲げる尾数を超えて採捕してはならない。

魚 種	尾 数
ヤマメ サクラマス イワナ	20尾 (左欄の魚種を合算したもの)

(遊漁料の額及び納付の方法)

第九条 遊漁をする場合の遊漁料について、別表の遊漁証取扱所（以下「遊漁証取扱所」という。）又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付するときは次の表のとおりとする。ただし、期間1年の遊漁料は2月1日から4月30日までに納付するものとし、それ以外の期間に納付するときは、次の表の遊漁料に全魚種の場合は1,000円、アユを除く魚種の場合は300円を加算した額とする。

また、期間1日の遊漁料について第3項ただし書きに規定する方法により納付するときは、次の表の遊漁料に全魚種については第三条第1項の組合が定める日時から6月30日まで期間の場合は3,500円、前述以外の期間の場合は3,000円、アユを除く魚種については2,500円、アユ・ヤマメ・イワナ・サクラマスを除く魚種の場合は1,500円を加算した額とする。なお、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までとする。

魚 種	漁具・漁法	期 間	遊 漁 料
全魚種 (ただし、釜・置針・やすを使用する場合は、アユ・ヤマメ・サクラマス・イワナを除く魚種に限る)	徒手採捕・手釣・竿釣・すくい網・ぎのめかき	1日（第三条第1項の組合が定める日から6月30日まで）	3,500円
		1日（上記以外の期間）	3,000円
		1年	14,000円
	同上・置針・やす・穴釣	1年	19,000円
	徒手採捕・手釣・竿釣・すくい網・ぎのめかき・釜	1年	29,000円
	同上・置針・やす・穴釣	1年	34,000円
	徒手採捕・手釣・竿釣・すくい網・ぎのめかき・投網	1年	16,000円
	同上・置針・やす・穴釣	1年	21,000円
	徒手採捕・手釣・竿釣・すくい網・ぎのめかき・投網・釜	1年	31,000円
	同上・置針・やす・穴釣	1年	36,000円
アユを除く魚種 (ただし、釜・置針・やすを使用する場合は、アユ・ヤマメ・サクラマス・イワナを除く魚種に限る)	徒手採捕・手釣・竿釣・すくい網・ぎのめかき	1日	2,500円
		1年	10,700円
	同上・置針・やす・穴釣	1年	15,700円
	徒手採捕・手釣・竿釣・すくい網・ぎのめかき・釜	1年	25,700円
	同上・置針・やす・穴釣	1年	30,700円
アユ・ヤマメ・サクラマス・イワナを除く魚種	徒手採捕・手釣・竿釣・すくい網・ぎのめかき	1日	1,500円
		1年	7,000円
	同上・置針・やす・穴釣	1年	12,000円

徒手採捕・手釣・竿釣・すくい網・ぎのめかき・筌	1年	22,000円
同上・置針・やす・穴釣	1年	27,000円

注 遊漁料については、消費税及び地方消費税を含む。

2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は前項の規定にかかわらず次の表の相当欄のとおりとする。

遊漁者の種類	魚 種	漁具・漁法	期 間		遊 漁 料
中学生 高校生	全魚種	徒手採捕・手釣・竿釣・すくい網・ぎのめかき・やす	1日（第三条第1項の組合が定める日時から6月30日まで		1,500円
			1日 （上記以外の期間）		1,250円
		徒手採捕・手釣・竿釣・すくい網・ぎのめかき・やす	1年	中学生	3,000円
				高校生	4,000円
	アユを除く魚種	徒手採捕・手釣・竿釣・すくい網・ぎのめかき・やす	1年		300円
身体障害者 県内居住者で 手帳所有者	全魚種 （ただし、筌・置針・やすを使用する場合は、アユ・ヤマメ・サクラマス・イワナを除く魚種に限る）	徒手採捕・手釣・竿釣・すくい網・ぎのめかき	1年		7,000円
		同上・置針・やす・穴釣	1年		12,000円
		徒手採捕・手釣・竿釣・すくい網・ぎのめかき・筌	1年		22,000円
		同上・置針・やす・穴釣	1年		27,000円
		徒手採捕・手釣・竿釣・すくい網・ぎのめかき・投網	1年		8,000円
		同上・置針・やす・穴釣	1年		13,000円
		徒手採捕・手釣・竿釣・すくい網・ぎのめかき・投網・筌	1年		23,000円

		同上・置針・やす・穴釣	1年	28,000円
	アユを除く魚種	徒手採捕・手釣・竿釣・す	1年	5,500円
	(ただし、釜・	くい網・ぎのめかき		
	置針・やすを使	同上・置針・やす・穴釣	1年	10,500円
	用する場合は、			
	アユ・ヤマメ・	徒手採捕・手釣・竿釣・す	1年	20,500円
	サクラマス・イ	くい網・ぎのめかき・釜		
	ワナを除く魚種	同上・置針・やす・穴釣	1年	25,500円
	に限る)			
		同上	1年	4,000円
	アユ・ヤマメ・	同上・置針・やす・穴釣	1年	9,000円
	サクラマス・イ			
	ワナを除く魚種	徒手採捕・手釣・竿釣・す	1年	19,000円
		くい網・ぎのめかき・釜		
		同上・置針・やす・穴釣	1年	24,000円

注 遊漁料については、消費税及び地方消費税を含む。

- 3 遊漁料は、別表に掲げる遊漁証取扱所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、期間1日の遊漁の場合は、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(遊漁承認証に関する事項)

第十条 組合は、第二条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（以下「遊漁証」という。オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所および顔写真
(ただし、期間を1年とする遊漁証に限る)

- (2) 承認期間

- (3) 遊漁料の額又は遊漁券の種類

- (4) 発行者名

- (5) その他参考となるべき事項

- 2 遊漁証の交付は、別表の遊漁証取扱所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

- 3 遊漁証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第十一条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。なお、オンラインシステムにより発行された遊漁証を使用する場合は、遊漁開始前に遊漁料を納付し、遊漁中はオンラインシステムを通じて遊漁者の位置情報等が組合に提供されている状態で携帯しなければならない。ただし、電波が届かない等のやむを得ない場合又は漁場監視員の要求があった場合は、オンラインシステムで遊漁料を納付した情報が分かる印刷物又はオンラインシステムの画面等を提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、漁場の川底及び湖底をかくはんしてはならない。
- 5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第十二条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
 - (1) 氏名および顔写真
 - (2) 有効期間
 - (3) 発行者名
 - (4) その他必要な事項

(違反者に対する措置)

第十三条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

(附則)

- 1 この規則は令和5年9月1日から施行する。
- 2 この規則施行前に令和5年2月21日付け群馬県指令蚕園第201－2号で認可された上州漁業協同組合遊漁規則（共第5号及び16号第五種共同漁業権）により交付した遊漁証は、その承認期間中は有効なものとする。

○令和5年9月1日群馬県知事認可 群馬県指令蚕園第201-6号

◆ ◆ ◆ 注 意 事 項 ◆ ◆ ◆

遊漁者がこの遊漁規則に違反し、漁場監視員の指導に従わない場合は、漁業法第195条に規定する漁業権侵害事例として警察に通報し、取締り協力を求めるものとする。

◆ ◆ ◆ 注 意 事 項 ◆ ◆ ◆

別表 遊漁証取扱所

No.	地区	名称	所在	電話番号	備考
1	高 崎	つりピット	高崎市江木町1499-1	027(384)3390	
2		上州屋 高崎店	高崎市貝沢町1319-1	027(364)0675	
3		サンビーム 高崎店	高崎市飯塚町206-6	027(364)3332	
4		組合事務所	高崎市柳川町78	027(322)3041	
5	倉 渕	セブンイレブン三ノ倉店	高崎市倉渕町三ノ倉380-1	027(378)3148	
6		ローソン三ノ倉店	高崎市倉渕町三ノ倉1902-1	027(340)6121	日
7	榛 名	柳沢釣具店	高崎市上里見町635-1	027(374)1693	
8	箕 郷	中島行雄	高崎市箕郷町西明屋419-1	027(371)2312	
9		セブンイレブン箕郷上芝店	高崎市箕郷町上芝167-1	027(371)1505	日
10	坂 本	玉屋食堂	安中市松井田町坂本1011-1	027(395)2457	日
11	横 川	大野恵司	安中市松井田町五料2121-8	027(395)3501	
12		魚幸商店	安中市松井田町横川370-2	027(395)2417	
13	松井田	須藤 勝	安中市松井田町小日向605-3	027(393)2654	
14		アングルサム	安中市松井田町松井田379	027(393)2196	
15	磯 部	松風堂	安中市磯部町1-13-5	027(385)7023	日
16	下仁田	今井おとり店	甘楽郡下仁田町大桑原218	0274(82)2850	
17		セブンイレブン下仁田店	甘楽郡下仁田町下仁田482-5	0274(82)2884	日
18		セブンイレブン下仁田インター店	甘楽郡下仁田町馬山5909	0274(82)5954	日
19		佐藤良三	甘楽郡下仁田町下仁田380-8	0274(82)5399	
20		よろずや	甘楽町南牧村小沢1640	0274(87)2531	
21		小金沢富雄	甘楽町南牧村大日向1660-2	0274(87)2335	
22	富 岡	よろずや釣具店	富岡市富岡1231	0274(63)0114	
23		組合富岡支部	富岡市七日市1151-11	0274(63)7849	
24		大塩湖管理棟	大塩湖々畔	0274(64)0446	日
25		道の駅 甘楽	甘楽郡甘楽町小幡444-1	0274(74)5445	日
26		小幡SS長谷川石油店	甘楽郡甘楽町小幡769	0274(74)2498	日
27	吉 井	宮田敬二	高崎市吉井町池919	027(387)5066	
28	JTB チケット	セブンイレブン・ローソン・ファミリーマート 店頭端末機	(株)JTB 東京都品川区東品川2-3-11	—	日
29	セブンチケット	セブンイレブン 店頭端末機・WEB 申込(店頭支払)	(株)セブントリーム・ドットコム 東京都千代田区二番町8-8	—	日

※日:日釣り券のみの取扱

組合が指定するオンラインシステム

No.	名 称	所 在	電話番号	備考
1	Fish PASS	(株)フィッシュパス 福井県坂井市丸岡町熊堂3-7-1-1 6	0776(67)7335	日